

## 平成23年度稲敷市農業委員会第8回総会

[8月25日]

- 
- 日程 1 会議録署名議員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の異動届出について  
日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地の売却に伴う現況照会について  
日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について  
日程 8 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 報告第5号  
日程 7 議案第1号  
日程 8 議案第2号  
日程 9 議案第3号
- 

### 出席委員

2番	沖野谷	秀雄	君	17番	澤邊	雅之	君
3番	飯塚	幸一	君	18番	宮本	善助	君
4番	千勝		忠君	19番	村山	文雄	君
5番	保科		進君	20番	坂本	一雄	君
6番	川島		昇君	21番	山田	重一	君
7番	高須	一郎	君	22番	秋本	精一	君
8番	篠崎	惣壽	君	24番	加納		昭君
9番	栗山	文雄	君	25番	松本	文雄	君

10番	濱田	昭一	君	26番	沼崎	享	君
11番	吉岡	一仁	君	27番	濱田	孟	君
12番	横田	梯次	君	28番	青宿	昌夫	君
13番	内埜	新也	君	29番	鈴木	重義	君
14番	野口	隆雄	君	30番	黒田	久良之進	君
15番	篠崎	文夫	君	31番	高城	貞雄	君
16番	古澤	真和	君	32番	根本	卓明	君

---

#### 欠席委員

1番	井戸賀	吉男	君	23番	横田	裕康	君
----	-----	----	---	-----	----	----	---

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局長係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局長主査	高橋	渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 8月 2日（火） 稲敷郡協議会会長・事務局長合同研修会  
 ～3日（火） 新潟県JA全農新潟精米工場，農産物直売所「新鮮組」視察  
 出席者 加納会長，森川事務局長
- 8月 5日（金） 茨城県農業会議第144回定例総会  
 茨城県農政活動推進本部第89回代議員総会  
 於 水戸市「茨城県市町村会館講堂」  
 出席者 加納会長
- 8月 8日（月） 農業者年金加入推進特別研修会  
 於 つくば市「つくばグランドホテル」  
 出席者 加納会長，吉岡代理，小更係長
- 8月17日（水） 稲敷市農政対策会議（認定農業者との意見交換会）  
 於 東庁舎分庁舎3階第1会議室  
 出席者 農業委員（運営委員）11名，認定農業者9名  
 森川事務局長，永長事務局長補佐
- 8月18日（木） 稲敷市地域農業再生協議会通常総会  
 於 東庁舎分庁舎3階第1会議室  
 出席者 加納会長，森川事務局長

午後 3 時 15 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成 23 年 8 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願います。

本日の出席委員は 30 名です。欠席委員は、1 番井戸賀委員、23 番横田裕康委員の 2 名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名をお諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 29 番鈴木重義委員、30 番黒田久良之進委員、両名を指名いたします。

---

## 日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、佐原組新田字佐原組ほか 1 地区、田 7 筆、10,005 平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願

いたします。

---

**日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出  
について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、2ページをお開き下さい。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、清水字池下ほか8地区、田18筆、畑7筆、計25筆、44,044平方メートルでございますが、平成23年6月7日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に、受理番号2番、浮島字尾島ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、3,834平方メートルでございますが、平成11年5月14日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

3ページをお開き願います。

受理番号3番、神宮寺字神宮寺ほか3地区、田3筆、畑4筆、計7筆、4,478平方メートルでございますが、平成23年6月13日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に、受理番号4番、四箇字四箇ほか11地区、田12筆、畑8筆、計20筆、32,425平方メートルでございますが、平成23年1月16日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

**日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の  
農地転用届出について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定によ

る市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字荒匂、畑6筆、535.39平方メートルでございますが、市街化区域内の農地を家電小売店舗及び駐車場として転用するものでございます。開発区域全体の面積は、公簿上で4,615平方メートルで、鉄骨平屋建て床面積1,496平方メートルの店舗の建築をする計画でございます。

開発行為の許可が7月25日付けで建築指導課より出ておりますので、それに合わせ受理通知を発行しております。

よろしくご承認お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 制限除外の農地の異動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の異動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは5ページをお開き下さい。報告第4号 制限除外の農地の異動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字内発匂、田3筆、畑10筆、計13筆、2,515.04平方メートルでございますが、稲敷市が公共施設として用地を使用するもので、農地法施行規則第32条第1項第6号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは6ページをお開き願います。報告第5号民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。神宮寺字道向、畑1筆、925平方メートルでございますが、7月21日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当すると判断いたしましたので、「買受適格者証明」を要する旨報告いたしました。

受理番号2番、同じく水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より現況照会があったものでございます。中山字後畑、田1筆、1,654平方メートルについてでございますが、7月22日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当すると判断いたしましたので、「買受適格者証明」を要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買による所有権移転4件でございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組、田2筆、計1,710平方メートルについてでございますが、渡人は離農を前提とした農業経営の規模縮小の為、譲渡をするものであります。受人は認定農業者で、渡人の要望により農業経営規模拡大を目的に譲り受けるものであります。

受理番号2番、柴崎字寺地下、田1筆、3,312平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により譲渡をするものであります。受人は耕作に便利な自宅前の農地を譲り受けるものであります。

受理番号3番、押砂字前通、畑1筆、181平方メートルについてでございますが、渡人は相続財産法人であり、管理清算のために譲渡するものであります。受人は認定農業者であり、財産管理人からの要望により譲り受けるものであります。

受理番号4番、角崎字池の下、田1筆、338平方メートルについてでございますが、渡人は離農するために譲渡するものであります。受人は渡人の要望により、耕作地の隣の農地を譲り受けるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番を飯塚委員より報告をお願いします。

○3番（飯塚幸一君） 3番飯塚です。受理番号1番について報告をいたします。

24日に、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は、主に水稻を栽培している認定農業者で農業経営面積は433アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので、問題はないものであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を濱田委員より報告願います。

○10番（濱田昭一君） 10番濱田です。受理番号2番についてご報告いたします。

8月21日に、渡人、受人に確認をいたしまして、双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は52アール、農作業従事日数は100日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。現在の農機具の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおりで、受人となる許可要件を満たしており問題はないものと思っておりますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号3番を根本委員より報告願います。

○32番（根本卓明君） 32番根本です。受理番号3番について報告いたします。

8月21日に、受人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻、豆類を栽培している認定農業者で、農業経営面積は792アール、農作業従事日数は250日でございます。所有の農地について、休耕地、また違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、乾燥機はリースとなっております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を沼崎委員より報告願います。

○26番（沼崎 享君） 26番沼崎です。

過日、渡人には電話で、受人には伺って確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、ブルーベリーを作付しており、農作業従事日数は120日です。所有の農地について、休耕地、違反転用地はありませんでした。所有の農機具は、耕運機1台ですが、仕事をする場合には、借り入れてトラクター、コンバイン、田植機などを使っているそうです。

以上、受人となる許可要件を満たしておりますので、許可しても問題はないものと思

ます。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程8 議案第2号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 現況証明願いに対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 8ページをお開き願います。議案第2号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、江戸崎字小角、牧場2筆、雑種地1筆、山林2筆、計5筆、計16,571平方メートルについての所有権移転登記の為の非農地証明書の交付でございます。当該所在地は現況は「牧場」であり、所有権移転登記を行うにあたり、農地法第2条第1項の「採草放牧地」に該当しないことを証明するものであります。

受理番号2番、江戸崎字小角、畑1筆、189平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成3年頃から宅地として利用され、木造平屋建住宅124平方メートルが建築されておりました。平成3年7月新築と記載のある登記事項記載証明書と始末書が添付されております。

受理番号3番、本新、畑1筆、398平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和57年9月頃から宅地として利用され、木造2階建住宅147平方メートルが建築されておりました。昭和59年12月29日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書及び建築物の登記事項証明書と始末書が添付されております。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお



願います。まず受理番号1番から2番を松本委員より願います。

○25番（松本文雄君） 25番松本です。

受理番号1番について、去る22日に澤邊委員、宮本委員とそれと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、1番については、非農地と確認いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

続いて受理番号2番について、去る22日に澤邊委員、宮本委員とそれと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、平成3年に住宅敷地として利用されております。登記事項証明書で確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議願います。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号3番を野口委員より報告願います。

○14番（野口隆雄君） 14番野口です。受理番号3番について報告いたします。

受理番号3番について、去る22日、保科委員、加納委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、昭和57年頃より住宅の敷地として利用されており、建物の登記事項証明書および昭和59年12月29日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認いたしました。問題ありませんでした。

よろしくご審議のほど願います。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めまます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めまます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めまます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程9 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対

する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、9ページをお開き願います。議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、再設定1件、5筆で8,334平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組ほか3地区、田5筆、計8,334平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は水稻を作付する農家で、耕作面積は307アールです。年間農作業従事日数は200日となっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時49分閉会

稲敷市農業委員会規則第 12 条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

29 番委員 鈴 木 重 義 ⑩

30 番委員 黒 田 久良之進 ⑩